

各 位

会 社 名 ゲ ン キ ー 株 式 会 社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 藤 永 賢 一
役 職 氏 名 (コード番号 : 2772)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 梅 田 礼 二
電 話 番 号 0 7 7 6 - 6 7 - 5 2 4 0

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 16 年 9 月 27 日開催の当社取締役会において、公募による新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 普通株式 1,000 株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により発行価格決定日（平成 16 年 10 月 5 日（火）から平成 16 年 10 月 8 日（金）までのいずれかの日）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記（2）により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、新光証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、東海東京証券株式会社及び益茂証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における価額（発行価格）は、発行価格決定日における日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切り捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、一般募集における価額（発行価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 16 年 10 月 12 日（火）から平成 16 年 10 月 14 日（木）まで。
なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 16 年 10 月 6 日（水）から平成 16 年 10 月 8 日（金）までとなる。
- (7) 払込期日 平成 16 年 10 月 14 日（木）から平成 16 年 10 月 19 日（火）までのいずれかの日。
すなわち、上記（6）記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 16 年 10 月 14 日（木）となる。
- (8) 配当起算日 平成 16 年 6 月 21 日（月）
- (9) 申込株数単位 1 株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、一般募集における価額（発行価格）その他この新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 500 株
- (2) 売 出 人 及 び 藤永 賢一 450 株
売 出 株 式 数 山崎 輝雄 50 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により売出価格決定日（平成 16 年 10 月 5 日（火）から平成 16 年 10 月 8 日（金）までのいずれかの日）における日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切り捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における価額（発行価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 新光証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 平成 16 年 10 月 12 日（火）から平成 16 年 10 月 14 日（木）まで。
なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 16 年 10 月 6 日（水）から平成 16 年 10 月 8 日（金）までとなる。
- (6) 受 渡 期 日 平成 16 年 10 月 15 日（金）から平成 16 年 10 月 20 日（水）まで。
なお、上記(5)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って受渡期日が最も繰り上がった場合は、平成 16 年 10 月 15 日（金）となる。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号に関しては、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記【ご参考】1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 200 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。
売出株式数は、前記 1. (2)記載の発行価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 新光証券株式会社 200 株
売 出 株 式 数
- (3) 売 出 価 格 未定（平成 16 年 10 月 5 日（火）から平成 16 年 10 月 8 日（金）までの間のいずれかの日に決定する。なお、売出価格は一般募集における価額（発行価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集および引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、新光証券株式会社が当社株主から 200 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売出価格、その他この株式売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しに伴い、これらとは別に、その需要状況を勘案した上で、当該一般募集及び売出しの主幹事会社である新光証券株式会社が当社株主から200株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、新光証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡り日から一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までを行使期間として、上記株主から付与される予定であります。

また、新光証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、日本証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場において、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限（以下「上限株数」という。）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又は上限株数に至らない株式数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、新光証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

なお、新光証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	13,326株（平成16年8月31日現在）
公募増資による増加株式数	1,000株
公募増資後の発行済株式総数	14,326株

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の公募増資による手取概算額590百万円については、全額を新規出店等の設備投資資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当ありません。

(3) 今回調達資金による会社収益への影響

調達資金の新規出店等の設備投資資金への充当により、収益(売上)の向上が図れるものと考えております。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

中長期では財務体質の強化のため自己資本比率 30%を目標としつつも、株主への利益還元を経営の重要課題として認識し、安定的かつ継続的な利益配当の実施を基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当期の営業活動の利益を原資とする配当の実施を基本方針とし、自己資本の充実を鑑みて配当性向の向上を図っていく考えであります。

(3) 内部留保資金の用途

店舗の新設および既存店舗の活性化等のための設備投資資金として活用しております。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	14 / 6 期	15 / 6 期	16 / 6 期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	51,901.11 円	48,064.35 円	23,474.09 円
1 株 当 たり 配 当 金	旧株 5,000.00 円 新株 28.00 円 (-)	7,000.00 円 (-)	2,500.00 円 (-)
実 績 配 当 性 向	9.6%	14.6%	10.7%
株 主 資 本 利 益 率	24.4%	18.6%	19.8%
株 主 資 本 配 当 率	2.3%	4.0%	2.1%

(注) 1. 株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

(5) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

5. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

当社は、ストックオプション制度を採用しており、平成 16 年 8 月 31 日現在の新株予約権等による新株発行予定残数、発行価格、資本組入額は以下のとおりです。

なお、今回の増資後の発行済株式数（14,326 株）に対する潜在株式数（1,936 株）の比率は 13.5%となる見込です。

旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づくストックオプション

株主総会の特別決議日	新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の行使により発行する株式の発行価額及び資本組入額	新株予約権の行使期間
平成 13 年 5 月 22 日	464 株	発行価額 75,000 円 資本組入額 37,500 円	平成 15 年 6 月 21 日から 平成 18 年 6 月 20 日まで

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づくストックオプション

株主総会の特別決議日	新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の行使により発行する株式の発行価額及び資本組入額	新株予約権の行使期間
平成 14 年 10 月 31 日	522 株	発行価額 110,000 円 資本組入額 55,000 円	平成 16 年 11 月 13 日から 平成 21 年 11 月 12 日まで

商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づくストックオプション

株主総会の特別決議日	新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の行使により発行する株式の発行価額及び資本組入額	新株予約権の行使期間
平成 15 年 9 月 17 日	950 株	発行価額 299,000 円 資本組入額 149,500 円	平成 17 年 10 月 1 日から 平成 22 年 9 月 30 日まで

(3) 過去のエクイティファイナンスの状況等

過去 3 年間に行われたエクイティファイナンス

新規上場時公募増資	
発行株式数	600 株
発行日	平成 15 年 6 月 10 日
発行価格	200,000 円
発行総額	120 百万円

過去 3 決算期間および直前の株価の推移

	14 / 6 期	15 / 6 期	16 / 6 期	17 / 6 期
始 値	- 円	550,000 円	454,000 円 307,000 円	360,000 円
高 値	- 円	726,000 円	710,000 円 426,000 円	740,000 円
安 値	- 円	435,000 円	345,000 円 235,000 円	360,000 円
終 値	- 円	453,000 円	575,000 円 359,000 円	620,000 円
株価収益率	- 倍	9.4 倍	15.3 倍	- 倍

- (注) 1. 当社株式は平成 15 年 6 月 10 日をもって日本証券業協会に店頭登録いたしましたので、それ以前の株価等については、該当事項はありません。
2. 平成 16 年 2 月 10 日付をもって、1 : 2 の株式分割を実施しており、印は株式分割による権利落後の株価を示しております。
3. 平成 17 年 6 月期株価については、平成 16 年 9 月 24 日現在で表示しております。
4. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。